

随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

別記様式5

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
非破壊果実成分測定システム	野菜茶業研究所長 本多 健一郎 (三重県津市安濃町草生360)	平成27年11月18日	伊勢久(株)津営業所 (三重県津市あつたつ4-7-6)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	1,760,400	-	-	-	-	-	
構内実験廃水分析業務(単価契約)	農村工学研究所長 小泉 健 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	平成27年11月16日	(株)環境技研 (東京都杉並区南荻窪4-11-10)	水銀放流事故が発生したため、水銀流入経路を早急に特定するため、構内実験廃水の分析を継続的に行う必要があることから、会計規程第38条第2号に該当するため。	-	1,512,000	-	-	-	-	-	(単価契約)
汚水排水吸引処分及び排水管清掃・汚水排水水替え業務	農村工学研究所長 小泉 健 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	(平成27年11月18日) 平成27年11月24日	(有)SET (茨城県土浦市下高津1-5-23)	仕様の変更(汚水槽内の水位が著しく上昇したことが生じたため、当該業者と早急に復旧(水銀回収)工事を行う必要があることから会計規程第38条第2号に該当するため。	-	(13,821,840) 19,548,000	-	-	-	-	-	
水路オペレーション実験用通信制御システムプログラム機能追加業務	農村工学研究所長 小泉 健 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	平成27年11月26日	(株)ソフテック (東京都府中市本町2-30)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	2,916,000	-	-	-	-	-	
機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト「機能性を持つ農林水産物やその加工品のデータベースの構築及び健康への影響評価や個人の健康状態に応じた栄養指導システムの開発」	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	(平成27年6月18日) 平成27年11月30日	神奈川県立保健福祉大学内 医食農連携コンソーシアム (神奈川県横須賀市平成町1-10-1)	当該業務の履行期間途中での変更契約であり、左記相手方でなければ業務の継続が困難であることから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	(187,029,000) 205,029,000	-	-	-	-	-	上段については、変更前契約日及び金額
日立バケットローダー修理	北海道農業研究センター所長 門脇 光一 (北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1)	平成27年11月13日	日立建機日本(株)札幌南営業所 (北海道北広島市大曲工業団地6-1-10)	当該バケットローダーの故障で、現在は構内主要道路の除雪を小松製バケットローダーのみで作業しており、業務に支障が生じているため早急に修理を行う必要がある。会計規程第38条第2号の「災害その他緊急を要する場合で競争等に付すことができないとき」に該当するため。	-	1,646,079	-	-	-	-	-	
高性能・高耐久コンバイン試作1号機改造	生物系特定産業技術研究支援センター所長 平野 統三 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成27年11月9日	(株)クボタ (大阪府堺市堺区石津北町64)	本試作業務に必要な技術の特許権として保有する当該契約相手方以外では履行できない内容であり、競争を許さないことから、会計規程第38条第1号に該当する。	-	7,722,000	-	-	-	-	-	
高機動畦畔草刈機試作2号機の試作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 平野 統三 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成27年11月25日	(株)ササキコーポレーション (青森県十和田市大字三本木字里ノ沢1-259)	当該契約相手方が出願準備中の特許技術を用いた試作であり、競争を許さないことから、会計規程第38条第1号に該当する。	-	9,683,218	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。